

平成26年7月25日

新城市議会議長 様

新城市議会 議会運営委員会委員長

浅尾議員からの「抗議文」に係る事実関係に関する調査結果について（報告）

新城市議会議長及び議会運営委員会委員長宛の平成26年6月5日付けで議長に浅尾議員から提出のありました「抗議文」なる文書において、「抗議」の前提とする事項の事実関係を調査した結果、その事実は認められませんでした。そのため、「抗議文」なる文書は受け取ることが出来ません。

なお、調査の内容は2ページ以降のとおりです。

また、真偽を確かめることなく一方的な解釈のもとで「抗議文」なる文書をブログに掲載し、公に広め、市内外からの新城市議会および議会運営委員会への信頼を失墜させた浅尾議員の行為は、公人である市議会議員として許されるものではありません。浅尾議員に対しては厳重注意のうえ以下の対応をするよう求めます。

速やかに、ブログに掲載した「抗議文」なる文書を含む文章に対して適切な対応を求めると同時に、「抗議文」なる文書は事実確認をしなかったことで、新城市議会の信頼を失墜したことに謝罪する旨を記した文書をブログに掲載すること。及びブログなどIT活用を含む公にする文書等については、公人としての立場をわきまえ、事前に事実確認を確実にこなうこと

なお、4月14日の議会運営委員会において、先の12月、3月議会を振り返り、議会での議論の質を高めるため、一般質問の通告内容や項目の重複、通告書の書き方、発言の方法等を、常任委員会ごとに通告前に議員間で確認する旨を申し合わせました。その件につき、同日付けで議会運営委員会委員以外の議員に委員長名の文書にて連絡しましたが、その主旨の理解が行きとどかず、各常任委員会においても対応が異なるなど、今回のような誤解を招く状況となりました。今後は、議員への周知等については充分留意を図ります。

また、浅尾議員の「抗議文」なる文書を議長が受け取るに際しては、「抗議」の前提とする事項について、当事者である議会運営委員会及び2人の議員に事実確認を行ったかを浅尾議員本人に確かめる必要がありました。その対応があれば、適切なブログ掲載になったのではないかと思います。議長におかれましては、その点に充分意を留められ、今後の厳正なる対応を求めます。

浅尾議員からの「抗議文」に係る事実関係に関する調査内容

浅尾議員が「抗議文」の前提とする【A】「6月2日の厚生文教委員会委員同士での雑談中に、2人の議員から、議会運営委員会で議論した内容として[ア]『6月議会の一般質問から①日本共産党の意見や私(浅尾)の考えを出さないで質問のみに限ること、②質問通告日前に、私の質問内容だけをあらかじめ教えて欲しい』と言われた」という件について、議会運営委員会を6月10、17、24、26日の4回開催し、事実関係を調査しました。調査項目は、以下4点です。

- 1 [ア]の内容の議論が議会運営委員会であったか。
- 2 [ア]の内容の会話が厚生文教委員間であったか。
- 3 「抗議文」作成からブログ掲載に関する浅尾議員の動き
- 4 6月定例会一般質問通告に関する各常任委員会の動き

1 [ア]の内容の議論が議会運営委員会であったかの調査

4月14日の議会運営委員会では、先の12月、3月議会をふり返り、議会での議論の質を高めるため、一般質問の通告内容や項目の重複、通告書の書き方、発言の方法等については、各常任委員会で通告前に議員間で確認することと申し合わせた。【A】で言う「議会運営委員会で議論した内容」とはこの件を指す。

6月10日、議会運営委員会で調査。議運委員全員が、[ア] ①②のような議論はしていないとのことだが、念のため、4月14日の議運での議論内容について、事務局が記録した「議事要旨」を確認した。更に6月26日には録音も確認した。

その結果、浅尾議員の言う[ア]の内容の議論はしていないことが確かめられた。

2 [ア]の内容の会話が厚生文教委員間であったかの調査

6月10日、議会運営委員会で調査。関係する厚生文教委員全員に出席を求めたところ、議運委員でもある中西議員、鈴木(達)議員の他、菊地議員、小野田議員の出席を得た。鈴木(眞)議員、浅尾議員は出席できなかった。

6月2日の厚生文教委員間の会話の内容について、各議員に聞いた。小野田議員は、「質問の仕方へのアドバイスや日本共産党名を用いた話はあったが、[ア]『①党や私の考えを出さないで』、『②私の質問内容だけを』という話はなかった」。欠席の鈴木(眞)議員は「②通告前に委員会で確認する件は、委員長は浅尾議員だけでなく全員に言った」と電話で回答を寄せた。菊地議員は6月2日の「雑談」の場に居合わせなかった。

なお、この日の議会運営委員会には厚生文教委員全員が出席できなかったのも、まず厚生文教委員同士で事実確認をしてはどうかということで会を閉じた。

6月17日、議会運営委員会で調査。6月13日に厚生文教委員全員で話し合いが持たれ、その状況について、中西議員、鈴木(達)議員から以下の報告があった。

(1) 4月14日の議運「議事要旨」を委員全員で確認。事務局控えの録音があると聞き、浅尾議員から録音も確認したいという申し出がありそうすることとした。

(2) 6月2日に同席していない菊地議員を座長に話し合う。中西、鈴木(眞)、鈴木(達)、小野田の4議員は、「〔ア〕①②のような内容の話はなかった」との趣旨の発言。浅尾議員は、「確かに〔ア〕①②の内容の話を言われた」と発言。〔ア〕の事実確認について、浅尾議員と他の4議員とは平行線のままであった。

6月24日、議会運営委員会で調査。6月10日の議会運営委員会に出席できなかった浅尾議員に出席を求め、話を聞いた。

「6月13日の厚生文教委員間の話し合いで他の委員の話を聞いた後、何か変化は」との問いに、浅尾議員は「〔A〕〔ア〕の内容は真実である」と発言。「他の委員は〔ア〕の内容の話は無かったと言っているが」との問いにも同様の発言を繰り返した。

なお、調査を通じて、浅尾議員以外の議員は、6月2日に厚生文教委員間であった会話は以下のような内容であったと言っている。

イ。「一般質問は、自分の意見ばかりいうのではなく質問のかたちにしなくては」

ロ。「質疑は、自分の意見を言うのではなく議案への疑義ある点についてきくこと」

ハ。「12月、3月の定例会で、通告書の書き方や質問の仕方に問題があったので、議運で『常任委員会ごとに通告書を出す前に確認すること』とした。そのため、通告〆切前の議案説明会がある6月5日に委員会内で確認をしたい」

ニ。「質問の中で、名前の前に『日本共産党の』と言うことが決められているの？」

また、上記ハの「通告書を出す前に委員会ごとに確認する」という件は、議運委員以外の議員には、議運から4月14日付けで文書連絡をしたが確実に伝わっておらず、受け取り方に誤解を生じやすい状況にあったと言える。

鈴木(眞)議員は、「通告前に委員会で確認する話は全員に対して言った。自分も確認するのか、なぜもっと前に言ってくれなかったのかと思った」、小野田議員は、「浅尾議員だけへの話ではなかった。通告前に委員会で確認すると良いねという程度に受け取り、指示されたとは思わなかった」と2人の受け取り方も異なっている。

以上整理すると、〔ア〕の内容の会話が有ったかについては、その場に居た鈴木(眞)、小野田両議員は「無かった」、〔ア〕の話をしたと浅尾議員が言う中西、鈴木(達)両議員も「無かった」としているが、浅尾議員は「有った」としている。

しかし、鈴木(眞)、小野田両議員が上記イ～ハの話を聞き「全委員に対して言った」と受け取ったように、「浅尾議員の質問だけ」という話で無かったことは確実である。

更に、議会運営委員会で〔ア〕の内容の議論をした事実が無い以上、中西、鈴木(達)両議員が共に〔ア〕のような話を浅尾議員にすることは考えられない。

また、これは予想ではあるが、状況から判断して、上記イ～二等の一般質問や質疑に関する別々の会話文に含まれる「自分の意見を言わず」、「日本共産党」などの語彙を、「雑談」の中で浅尾議員が交錯して受け取った可能性が高い。

以上の調査の結果、6月2日の厚生文教委員間で、浅尾議員が「抗議」の前提とする〔ア〕の内容に合致する会話は無かったと判断する。

③ 「抗議文」作成からブログ掲載に関する浅尾議員の動きを調査

- ・ 6月2日～5日：「抗議文」作成。
- ・ 6月5日：厚生文教委員会室で、委員間で各人の一般質問予定項目につき意見交換をしている最中に、「議長室に行く」とだけ言い退席。議長室で議長と会話した後、「抗議文」を議長に渡す。提出先は議長と議会運営委員長宛てだが議運委員長はそこに立ち会っていない。その後委員会室に戻ったが、委員会内では「抗議文」の件は触れず。
- ・ 6月5日：浅尾議員のブログにコメントを付け「抗議文」なる文書を掲載。
- ・ 6月5日～：ブログを見た数人の議員からの電話に一切出ず。メールに回答せず。
- ・ 6月6日～：鈴木(達)議員から「誤解に基づく抗議」とのメールに「議運で対応を」と返信。「誤解」との声ある後も事実確認は行わず。
- ・ 6月13日：厚生文教委員間で話し合い。初めて当事者とする中西、鈴木(達)両議員、及び他の厚生文教委員と話をする。4月14日の議運の議事要旨記録を確認。更にその議運の事務局控えの録音を聞くことを要望。
- ・ ～現在：自ら要望したにもかかわらず未だ録音を聞いていない。無責任な行為。

6月24日、議会運営委員会で調査。浅尾議員に話を聞く。

調査の結果、浅尾議員は、「抗議文」を作成する、議長に渡す、ブログ掲載する、どの段階も「抗議」の前提とする事項の事実確認を一切していないことが明かとなった。

「ア」を議論したとする議会運営委員会への確認、「ア」を言ったとする中西、鈴木(達)両議員への確認は最低限すべきであった。

また、議運委員と浅尾議員との話しの中で、「公人として事実確認をすべきだった」、「一方的な解釈の『抗議文』をブログ掲載したことで新城市議会の信頼を失墜させた」との議運委員からの声に対して、浅尾議員からの相応の回答は得られなかった。市議会にとり、かつ公人である議員の行動に対し、ことの重大さへの認識は認められない。

④ 6月定例会一般質問通告に関する各常任委員会の動きを調査

【総務消防委員会】告示日6月5日、全委員が集まる。質問項目について確認。新人議員には、質問の質を上げるため通告前に通告書を確認したいと伝え、通告締切日前日の8日に下江委員長が柴田議員の通告書を確認。村田議員は今回一般質問せず。

【経済建設委員会】告示日後の6月6日、議長以外の全委員が集まる。既に通告済みの委員もいたが、質問の質を高めるため、質問項目、通告書の書き方、発言の留意点などを互いに確認。特に新人議員にアドバイス。

【厚生文教委員会】告示日6月5日、鈴木(眞)議員以外の委員が集まる。一般質問項目の確認と概要について意見交換。新人議員に発言の留意点などをアドバイス。

以上の通り、共通した動きではないが各常任委員会は議会運営委員会の申し合わせに沿って動いた。他の委員会議員からは抗議すると言ったような反応は起きていない。また、浅尾議員が、4月14日付けの議運からの文書連絡を見落としたとしても、自ら所属する委員会以外ではどのようなものであるか等を確認する意識があれば、「浅尾議員の質問内容だけ」というような誤解に至らなかったと思われる。